

岩手県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所及び事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年2月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
社会福祉法人三陸福祉会	大船渡市三陸町越喜来字所通27番地5	大船渡市三陸町越喜来字所通91番地	さんりくの園訪問介護サービスセンター	大船渡市三陸町越喜来字所通27番地5	大船渡市三陸町越喜来字所通91番地	平成26年4月1日

2 通所介護

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地		
	変更前	変更後		変更前	変更後	
株式会社ブレーゴ	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地	老人デイサービスセンター「百万石」矢幅駅西口	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割72番地	紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地	平成29年4月1日
社会福祉法人三陸福祉会	大船渡市三陸町越喜来字所通27番地5	大船渡市三陸町越喜来字所通91番地	さんりくの園デイサービスセンター	大船渡市三陸町越喜来字所通27番地5	大船渡市三陸町越喜来字所通91番地	平成26年4月1日